

平成31年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

設問 1 (各 4 点)

以下の各文章は、著名な最高裁判例の判決文ないしその要約である。空欄①～⑧に入る適切な語句を、また空欄⑨及び⑩に入る適切な条文を、それぞれ答えなさい。

- ・ 事情変更の原則を適用するためには、契約締結後の事情の変更が、当事者にとって (①) することができず、かつ、当事者の (②) 事由によって生じたものであることが必要である。
- ・ 特定の遺産を特定の相続人に「(③)」趣旨の遺言は、特段の事情のない限り、何らの行為を要せずに、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される。
- ・ 被上告会社は法人とは名ばかりの、俗にいう個人会社であり、その実権は従前同様 A 個人に集中して、同人には被上告会社の機関としての (④) がなく、(⑤) 的に同人と被上告会社とは一体をなす関係にあるものと認められるのであつて、…原審が、上告人の A に対する加害行為と同人の受傷による被上告会社の利益の逸失との間に相当因果関係の存することを認め、形式上間接の被害者たる被上告会社の本訴請求を認容しうべきものとした判断は、正当である。
- ・ 疾病のため死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が、その過失により、当時の (⑥) になかったものでなかった場合において、右医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在は証明されないけれども、(⑥) になかった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた (⑦) の存在が証明されるときは、医師は、患者に対し、不法行為による損害を賠償する責任を負う。
- ・ 時効による債権消滅の効果は、(⑧) ときにはじめて確定的に生ずるものと解するのが相当である。
- ・ 建物の建築工事請負人が建築途上において未だ独立の不動産に至らない建前を築造したままの状態に放置していたのに、第三者がこれに材料を供して工事を施し、独立の不動産である建物に仕上げた場合における右建物の所有権が何びとに帰属するかは、民法 (⑨) の規定によるのではなく、むしろ、同法 (⑩) の規定に基づいて決定すべきものと解する

設問 2 (各 20 点)

- (1) 「動機の錯誤」について、問題の所在を明らかにしながら、判例の立場について 10 行以内で説明しなさい。
- (2) 「被害者側の過失」について、問題の所在を明らかにしながら、具体的な場面を複数挙げて 10 行以内で説明しなさい。

設問 3 (各 20 点)

I 以下の【事実】を読んで、下の【問 1】に答えなさい。

【事実】

- 1 A は、鉄道駅近くに土地甲を所有していたところ、ある日、有名レストランから独立して自身によるレストランを開業しようと考えていた B から、甲をレストラン用地として使用したい旨の申し入れを受けた。交渉の結果、A と B は、平成 20 年 4 月 1 日、レストラン用建物の所有を目的として、賃料月額 20 万円、期間 20 年、敷金 100 万円として、甲を B に賃借させる契約を締結し、同日、甲は B に引き渡された。

- 2 Bは、甲の引き渡しを受けてから直ちに甲上に店舗用建物の建設に着手し、同年10月1日、建物が完成し（以下、「乙」とする。）、同日、Bは乙について保存登記を行った。
- 3 Bは、乙において、Bの名前を冠した「Bレストラン」を開店した。Bは配偶者Cに店の業務全般を手伝ってもらうほか、厨房のスタッフや店内でのサービスを担当するアルバイト店員を雇ったが、調理についてはB自らシェフとして厨房に立ち、腕を振るっていた。
- 4 平成23年4月1日、甲は差押えを受け、競売の結果Eが甲を取得した。このことがBに通知されて以降、BはEの指定口座に毎月の賃料を支払っている。
- 5 Bレストランは開店以降徐々に評判を呼び、客の数が増加の一途をたどっていたところ、知り合いの税理士から、法人化することで節税することができるとのアドバイスを受けた。そこで平成24年4月1日、BとCは、両者のみを社員とする合同会社Dを設立し、BとCの両者を業務執行社員とした。これに伴い、従業員の契約もBとの雇用契約からDとの雇用契約に変更し、乙についてBからDへの所有権移転登記を行ったが、この件についてBやCはEに何らの連絡もしておらず、Eもこれに気づいていなかった。なお、Bレストランについては、従前同様に営業しており、外観・内装や名称などに変更はない。また、甲の賃料も従前通りBの名義でEの口座宛に振り込まれていたが、実質的にはDが支出していた。
- 6 Eは、平成24年夏、乙の所有権登記がDに移転していることに気づいた。Eは、Dに対して乙の収去及び甲の明渡しを求めて、同年10月1日訴訟を提起した。

【問1】

【事実】6記載のEのDに対する請求が認められるか、検討しなさい。

II 前記の【事実】に加えて、以下の【事実の続き】があった。これらを読んで、下の【問2】に答えなさい。

【事実の続き】

- 7 【事実】6の訴訟は、平成25年4月、Eが訴えを取り下げて終了した。
- 8 平成28年ごろ、Bレストランは徐々に客足が遠のき、BとCとでレストランの経営方針を巡って対立が生じるようになった。それに伴ってBとCの夫婦仲にも亀裂が入るようになり、同年8月、BとCは離婚するとともに、BはDの社員を辞し、退社した。そこで、CはDの代表者として新たなシェフを雇って経営の再建を図った。しかし、新しいコンセプトのレストランはなかなか客足が伸びず、Dの経営は困難な情勢に陥った。そのため、Dは平成29年8月以降、甲の賃料をEに支払っていない。
- 9 平成30年1月、BはEに対して、Aに交付した敷金相当額を返還するよう請求した。これに対してEは、①そもそも敷金を受領したのはAであってEではないから敷金を返還する義務を負わないこと、②仮に敷金を返還する義務があるとしても、Dの5ヶ月間の賃料不払いがあり、これに敷金を充当する結果、敷金返還義務は消滅すること、を主張している。

【問2】

【事実の続き】9にあるEの主張①及び②が認められるか、検討しなさい。

以上